



第2次 寒川町教育振興基本計画【改定版】(案)

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント

(町民意見の公募)

(意見募集期間)

令和7年12月5日(金) ~ 令和8年1月7日(水)

みなさまのご意見を教育委員会へお寄せください。

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、国の「第4期教育振興基本計画」を参考にしつつ、「寒川町総合計画 2040」「寒川町 教育大綱」との整合を図りながら、寒川町の教育振興のための施策等について記載した計画です。

令和7年4月の組織の見直しにより、生涯学習や青少年教育が寒川町教育委員会の所管となったことから、寒川町生涯学習推進計画「寒川学びプラン」と「第2次寒川町教育振興基本計画」を一本化することとしました。

また、前期実施計画の期間が終了することから、基本的な考え方を踏襲しながら、新たな課題等に対応するための施策を加えた後期実施計画を策定することとしました。

みなさまのご意見をいただきながら、共に町の教育行政を進めてまいりたいと考えていますのでよろしくお願ひします。

計画の期間と関連する計画の進行年度

この計画の期間は、令和3年度を初年度とし、令和10年度を最終年度とする8年間とします。実施計画については、令和3年度から令和7年度までの5年間を前期、令和8年度から令和10年度までの3年間を後期としています。

計画	年度	3	4	5	6	7	8	9	10
寒川町教育大綱		(改定前)				(改定後)			
寒川町 総合計画	基本計画	20年計画 (~2040)							
	実施計画	第1次			第2次				
寒川 学びプラン	基本計画	4年計画 第2次			4年→1年 第3次	寒川町教育振興基本計画 ヒート化			
	実施計画								
寒川町 教育振興 基本計画	基本計画	8年計画 第2次							
	実施計画	5年 前期				3年 後期			

第2次寒川町教育振興基本計画改定におけるポイント

- 組織の見直しにより教育委員会に新設された生涯学習課所管事業を追加し、同課が所管する生涯学習推進計画である「学びプラン」との一本化を図ります。
 - 基本方針を学校（5つの柱）と社会教育（3つの柱）としていましたが、社会教育に「多世代交流による青少年の健全育成機会の創出」の1柱を追加し、9つの柱に変更します。（本編P9～P10）
 - 令和7年4月からスタートした教育大綱や町総合計画2040第2次実施計画との整合性を図り、計画体系を見直します。
 - 計画体系の学校教育に新たに「教職員の働き方改革推進事業」を加え、社会教育に「生涯学習振興事業」や「青少年健全育成事業」等を追加します。
- （本編P11）

後期実施計画策定におけるポイント

- 組織の見直しにより教育委員会に新設された生涯学習課が所管する施策の追加と新たな課題に対する取り組みを追加します。
 - 基本方針9「多世代交流による青少年の健全育成機会の創出」に基づく取り組み内容を追加します。（本編P15）
 - 子どもの読書活動の推進について重要な課題と捉え、子どもの発達段階にあわせた取り組みを行います。（本編P31）
- 令和7年4月からスタートした教育大綱や町総合計画2040第2次実施計画との整合性を図り、重点施策を整理する。
 - 町総合計画2040第2次実施計画の事務事業を教育振興基本計画後期実施計画の重点施策として位置づけます。
 - 【新規重点施策】 教職員の働き方改革推進事業（本編P24）
 - 生涯学習振興事業（本編P25）
 - 青少年健全育成事業（本編P25）
- 前期実施計画を総括し、後期実施計画で踏襲する施策を時点修正します。

(1) 基本理念

よく学び

よく遊び

よく生きる

～自立（豊かな自己を生涯にわたって育てること）と
共生（人と人のつながりを育むこと）をめざして～

学校教育

知（確かな学力）徳（豊かな心）体（健やかな体）の
調和のとれた生きる力を育む

家庭教育

心をこめて時間をかけて
子育てを通して自分も育つ

社会教育

学びの成果を生かした豊かで活力のある地域社会実現の
ための支援をする

地 域

人づくり

『学び』と『遊び』を通した人格
の形成

絆づくり

『学び』と『遊び』を通した人と
人のつながり

まちづくり

『学び』と『遊び』を通した住民
の主体的参画による
地域課題解決

『学び』と『遊び』を支援する学習機会、支援体制、施設設備の充実

(2) 基本目標【8年後のめざす姿】

I 学校教育

学校教育においては、基本理念を実現するため、8年後のめざす子どもたちの姿として、不易（時代を超えてめざすべきこと）と流行（時代に応じてめざすべきこと）といった、二つの側面から基本目標を定めます。

【不易】 自分の力で未来を切り拓いていけるよう、知（確かな学力）、徳（豊かな心）、体（健やかな体）の調和のとれた生きる力を身につけた子どもたち

【流行】 予測困難な時代にあって、情報技術の急速な進展に対応するとともに、多様化する世界を前に、互いの文化的違いや価値を受け入れ、尊重し、新たな関係性を創造することを目指す多文化共生社会の担い手となって、グローバル社会を生き抜く子どもたち

II 社会教育

社会教育においては、基本理念を実現するため、8年後のめざす町民の姿として、学びの成果がひとつづくり、つながりづくり、まちづくりとつながることを目指し、基本目標を定めます。

町民が地域で学び、その成果がひとつづくり、つながりづくり、まちづくりに生かされている。

(3) 基本方針【9つの柱】

学校教育【5つの柱】

学校教育においては、基本目標を実現するために、まず不易の側面から、「確かな学力を身につけた児童生徒の育成」「豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成」「心身共に健やかな児童生徒の育成」の3点とともに、流行の側面から、「外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成」「情報活用能力を身につけた児童生徒の育成」を加えた5つの実現に向けて取り組むことを基本方針とします。自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、「調和と協調」に基づくウェルビーイングを、教育活動全体を通じて向上するよう取り組んでいきます。

教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上

不易（時代を超えてめざすべきこと）

①確かな学力を身につけた児童生徒の育成

将来どのような社会になっても自分の力で問題・課題を発見・解決していく力と学びへの意欲を高めます。

②豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成

自他を尊重する心や物事に感動する心を育むとともに、規範意識や公共の精神を大切にする教育を進めます。

③心身共に健やかな児童生徒の育成

生活習慣や運動の習慣、生活の中での心の整え方など、生きる上で基盤となる健やかな心と体づくりを進めます。

流行（時代に応じてめざすべきこと）

④外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成

外国人指導者の充実により、質の高い外国語授業の展開と学校生活全般における外国語を使用する生活体験を創出します。

⑤情報活用能力を身につけた児童生徒の育成

情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、自ら課題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていく資質・能力を育みます。

◆個別の支援を必要とする子どもへの体制の整備

◆外国語教育の推進及び指導体制の充実

◆安全な学校施設・安心して学べる学校環境の整備

◆GIGAスクール構想の実現

◆教職員の資質向上に向けた研修・研究体制の構築

◆働き方改革による教職員の環境整備

社会教育【4つの柱】

社会教育においては、基本目標を実現するために、「社会の持続的発展のための学びの推進」、「多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援」、「地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施」、「多世代交流による青少年の健全育成機会の創出」の4点を基本方針とし、社会教育関係団体や町長部局など多様な主体と連携しながら、公民館、図書館、文化財学習センターなど地域の学びの場である社会教育施設を拠点に社会教育振興活動の充実に取り組みます。

⑥社会の持続的発展のための学びの推進

社会経済環境の変化に対応するために、町民自らが生涯にわたる学びを通じて行動変容や自己実現を促し、町民相互のつながりを深め、地域の持続的発展を支える取組を行います。

⑦多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援

家庭教育は、子どもが安心できる生活環境づくりが大切です。子どもの健やかな成長を地域全体で支えるため、多様な主体が連携協力して、大人と子どもがふれあう機会の充実を図ります。

⑧地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施

町内には貴重な文化財が多数あります。地域の伝統や文化財を通じ、郷土への愛着を育み、後世へ継承するために、保存、研究、普及、啓発活動を進めます。

⑨多世代交流による青少年の健全育成機会の創出

地域活動や様々な体験の場において多世代交流を促し、相互に学び合い、青少年の社会性や自主性を育みます。

◆多様な主体との連携及び支援

◆地域文化振興

◆図書館活動の充実

◆文化財学習センターの活用

◆公民館活動の充実

◆多世代交流の推進

後期実施計画の計画体系

基本理念

「よく学び」 「よく遊び」 「よく生きる」 ~自立と共生をめざして~

基本目標【8年後のめざす姿】

I 学校教育

【不易】知、徳、体の調和のとれた生きる力を身につけた子どもたち

【流行】情報技術の急速な進展に対応し、多文化共生社会の担い手となって、グローバル社会を生き抜く子どもたち

II 社会教育

町民が地域で学び、その成果がひとづくり、つながりづくり、まちづくりに生かされている

後期実施計画

基本方針	重点施策6（☆）・主な施策23	主な取組24
I 学校教育		
1 確かな学力を身につけた児童生徒の育成		
⑦ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善と基礎学力の定着	5 教職員の資質向上事業	
⑧ 個に応じたきめ細やかな指導の充実	4 少人数教育推進事業	
⑨ 小学校中・高学年における教科担任制の推進	3 教育活動充実事業	
⑩ 全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用	5 教職員の資質向上事業（再掲）	
⑪ 読書活動の推進	3 教育活動充実事業（再掲）	
2 豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成		
⑫ 体験活動の充実	2 豊かな心・文化育成事業	
⑬ 道徳教育の推進	2 豊かな心・文化育成事業（再掲）	
⑭ いじめ防止と人権教育の推進	5 教職員の資質向上事業（再掲）	
⑮ 不登校児童生徒への支援の充実	7 教育相談事業	
3 心身共に健やかな児童生徒の育成		
⑯ 体力の向上と食育の充実	2 豊かな心・文化育成事業（再掲）	
4 外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成		
☆ ① 小・中学校グローバル教育推進事業	6 小・中学校グローバル教育推進事業	
5 情報活用能力を身につけた児童生徒の育成		
☆ ① 小・中学校グローバル教育推進事業（再掲）	6 小・中学校グローバル教育推進事業（再掲）	
各基本方針に関わるもの		
☆ ② 教職員の働き方改革推進事業	8 教職員の働き方改革推進事業	
⑯ 地域との連携	5 教職員の資質向上事業（再掲）	
⑰ 支援教育の推進	1 特別支援教育推進事業	
⑲ 教職員の指導力と学校力の向上	7 教育相談事業（再掲）	
⑳ 力学向上、体力向上に資する教具、教材等の十分な整備	5 教職員の資質向上事業（再掲）	
㉑ 防災教育の推進	2 豊かな心・文化育成事業（再掲）	
㉒ 安全教育の推進	3 教育活動充実事業（再掲）	
II 社会教育		
6 社会の持続的発展のための学びの推進		
㉓ 生涯学習推進体制の充実	9 町職員講師派遣事業「さむかわ出前講座」	
	10 生涯学習人材登録制度「ステップ・アップ」	
	11 地域学校協働活動の推進	
㉔ 社会教育関係団体活動支援事業	12 社会教育関係団体の育成・活動支援	
㉕ 地域文化振興事業	13 寒川町文化祭の開催	
☆ ③ 公民館運営事業	14 公民館生涯学習推進員事業	
㉖ 公民館活動の充実	15 公民館サークルの育成・支援	
☆ ④ 総合図書館運営事業	16 図書館資料の活用	
㉗ 図書館活動の充実	17 図書館ボランティアの育成	
	18 地域の多様な主体との連携・協働	
7 多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援		
☆ ⑤ 生涯学習振興事業	19 子どものための生涯学習推進事業「さむかわゆうゆう学園」	
☆ ③ 公民館運営事業（再掲）	20 家庭教育支援に関する事業	
㉘ 公民館活動の充実（再掲）		
☆ ④ 総合図書館運営事業（再掲）	21 学校と連携した子どもの読書活動推進事業	
㉙ 図書館活動の充実（再掲）		
8 地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施		
㉚ 文化財保護事業	22 文化財学習センター事業	
㉛ 文化財学習センターの活用	23 寒川町郷土歴史・文化財普及啓発事業	
9 多世代交流による青少年の健全育成機会の創出		
☆ ⑥ 青少年健全育成事業	24 青少年健全育成事業	

資料全編の閲覧方法

「第2次寒川町教育振興基本計画【改定版】（案）」の資料全編は、寒川町のホームページからご覧いただけます。

HP内でID『20310』または『寒川町教育振興基本計画』と検索。

◆ <http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>

►二次元コードはこちら

二次元コードは12月5日からご覧になれます。



※次の場所で冊子資料を閲覧できます。

- ・役場本庁舎・シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館)・北部公民館・南部公民館
- ・健康管理センター・町民センターおよびセンター分室・寒川総合図書館

いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、「第2次寒川町教育振興基本計画」の改定や「後期実施計画」の策定の参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。また、個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限って使用し「個人情報保護法」に従い適正に管理いたします。

ご意見の提出方法について

次のいずれかの方法にてご意見をお寄せください。

- ①郵送：右下のお問合わせ先へ郵送願います
- ②FAX：0467-75-9907
- ③メール：kyouiku@town.samukawa.kanagawa.jp
- ④電子申請は、右の二次元コードから
- ⑤担当課（お問合わせ先）へ持参
- ⑥資料閲覧場所の回収箱へ投函



(電子申請提出フォーム)

(記入例)

ご意見、氏名・住所（団体等の場合は名称・所在地）、連絡先（電話番号）

※住所が町外の方は、勤務先又は通学先も記入してください。

(受付時間)

- ①～④募集期間内に提出
- ⑤土日祝日および年末年始を除く8時30分～17時15分
- ⑥各種施設等の開館時間に準じる

(募集期間)

令和7年12月5日（金）～ 令和8年1月7日（水）

「高座」のこころ。
高座郡さむかわ

お問合わせ先

寒川町教育委員会 教育政策課教育政策担当
住 所 〒253-0196 寒川町宮山165番地
電 話 0467-74-1111
FAX 0467-75-9907
メール kyouiku@town.samukawa.kanagawa.jp